

第8章 | 景観まちづくりの推進

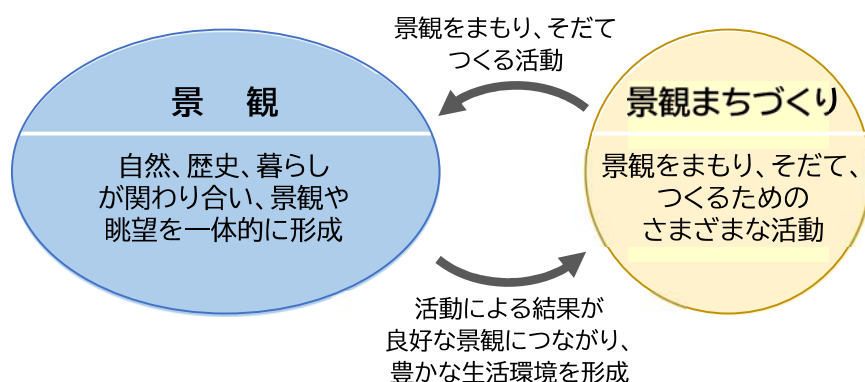
本計画を実効性のあるものとするため、また、将来の関ヶ原町の景観形成に関する方向性や、住民や事業者、学生等の参画や交流の仕組みをつくりあげていくため、景観まちづくりの取組みを計画的に実践し、良好な景観形成を推進します。

1 住民主体の景観まちづくりの推進

景観は、住民・事業者・行政の「共有財産」であるとの認識のもと、景観をまもり、そだて、つくっていく景観まちづくりを推進します。行政が主体となって整備する道路や公園等だけでなく、住民が主体、または協働による景観まちづくりを推進します。

景観まちづくりの活動は、身の回りの景観をより良く、生活環境を豊かにするものであり、活動によってつくられた良好な景観や生活環境は次代に継承されていきます。歴史的な景観の保全や、現代的な景観の創出だけでなく、日々の清掃や緑化等、暮らしに根ざした活動も景観まちづくりの活動です。

景観まちづくりを進めていくためには、関ヶ原町全体や身近な地域の目指すべき方向を住民・事業者・行政が協働しながら考えていくことが重要です。



2 景観まちづくりの役割

景観まちづくりは、住民・事業者・行政がそれぞれ役割を担い、連携していくことが大切です。

■住民の役割

- ・ 景観まちづくりの主役として、周辺環境への配慮の実施
- ・ 景観ルールや美化活動等への積極的参加

■事業者の役割

- ・ 事業者による景観に配慮した建築物、工作物の誘導
- ・ 住民や行政による景観まちづくりへの参加、協力

■行政の役割

- ・ 景観まちづくりを推進するための庁内体制の整備
- ・ 景観まちづくりに参加しやすい環境づくりと主体的な取組みへの活動支援
- ・ 景観に配慮した公共事業や施設整備の実施
- ・ 景観まちづくりに関する研究・調査等における教育機関との連携

3 景観まちづくりの取組みの展開

住民・事業者・行政の景観まちづくりの役割に基づき、景観まちづくりに関する取組みを総合的、継続的に展開し、関ヶ原町らしい景観形成を推進します。

「景観形成の基本的な考え方」に示している景観をまもり、そだて、つくっていく取組みは、身近な景観の魅力や価値に「気付く」ことから始まります。そして、一人一人から始まる取組みを、地域やグループ等で連携した取組みへとステップアップさせ、景観まちづくりの取組みの展開を図ります。

